

## 会長談話

本日、当会会員が、有印公文書偽造及び同行使容疑で逮捕されたとの情報に接しました。

被疑事実の内容は、判決正本の写しを偽造したというものであり、これが事実であれば、弁護士、さらには司法制度に対する信頼を失わせる極めて悪質な行為であり、許されるものではありません。

当会としては、当会会員が逮捕された事態を真摯に受け止め、本件について原因の調査を行い、再発防止策を検討するとともに、改めて綱紀の粛正を図り、弁護士の社会的信用を損なうことのないよう努力してまいります。

2015年（平成27年）9月29日

大阪弁護士会

会長 松 葉 知 幸